

# 災害に強い 水産地域づくり ガイドラインについて



令和5年3月 | 水産庁漁港漁場整備部

本冊子は、『災害に強い水産地域づくりガイドライン』について、概要を記載したパンフレットです。詳細につきましては『災害に強い水産地域づくりガイドライン』をご参照ください。なお、ガイドラインは本パンフレットのⅠ～Ⅴごとに頁番号を整理しています。

## ガイドラインとは

ガイドラインとは、水産地域の特性を踏まえた地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等（風水害）の防災対策に関する考え方を示すものです。

本ガイドラインを参考に、以下のような計画を策定することができます。

- 水産地域の被害の最小化のための行動計画(減災計画)
- 迅速な復旧・復興に向けた水産物の生産・流通に関するBCP
- 迅速な復旧・復興に向けた水産地域の事前復興計画

有事の際に被害を最小限に抑えるために、これらの計画を策定することにより、あらかじめ**防災レジリエンス**※を高めておくことが重要です。

各地方公共団体においては、水産地域のこれらの計画を地区防災計画として**地域防災計画に位置づけて行く**ことが重要です。

※防災レジリエンス：「災害をしなやかに乗り切る力」を指す概念。（出典：国立研究開発法人防災科学技術研究所 H P）

## 構成

本ガイドラインは、地震・津波災害及び風水害に対する水産地域の特性と過去の被災事例等を踏まえ、水産地域の防災対策に必要な**4つの観点**に対して**3つの柱**から、防災・災害対応の**各過程**に応じてとるべき**対応策**をとりまとめています。

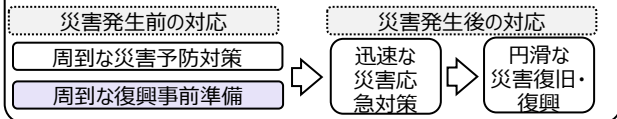
### ● 4つの観点

- ① 地域住民・就労者・来訪者の安全確保
- ② 水産物生産・流通機能の確保
- ③ 漁港・漁村の総合的な防災・減災対策
- ④ 地域の生活・コミュニティの継続

### ● 3つの柱

- ① 水産地域の安全・安心の確保のために
- ② 水産物生産・流通機能の確保のために
- ③ 迅速な復興まちづくりのために

### ● 3つの柱を防災・災害対応の各過程で整理



## 水産地域における地震・津波及び風水害防災の現状

沿岸域に分布する水産地域の多くは、離島、半島などの**条件不利地域**に立地し、背後に山が迫る狭隘な地形に密居集落を形成していることから、**地震・津波による災害を受けやすい**という水産地域特有の立地条件、社会条件下にあります。

また高潮、高波、暴風、大雨等の風水害発生時には、陸路寸断や停電による情報寸断等が生じ、水産地域が**孤立するおそれ**があります。

## 対象とする災害

### ● 地震・津波

基本的に近地津波が対象（遠地津波は別途検討）

### ● 風水害

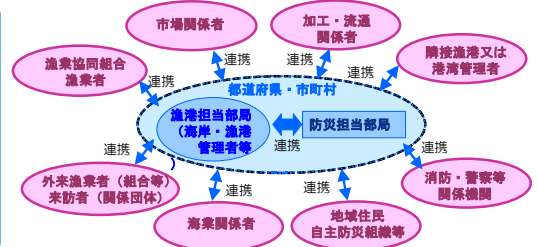
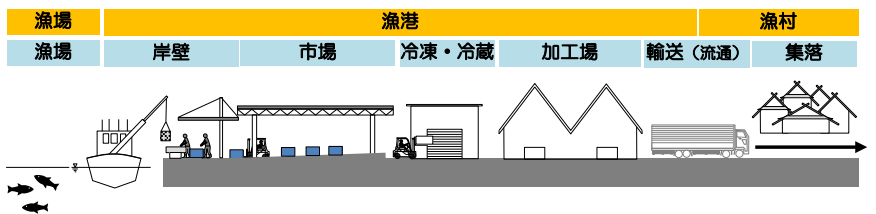
高潮、高波、暴風、大雨等による被害

## 対象とする区域

### ● 水産地域

漁場から陸揚げ、加工・流通に至る**水産業として一体的に機能する地域**であり、漁港、海岸、漁港、漁港背後の集落（漁村）及び災害の影響が想定される周辺の海域・陸域を含む地域

## [水産地域のイメージ図]



## 対象となる人

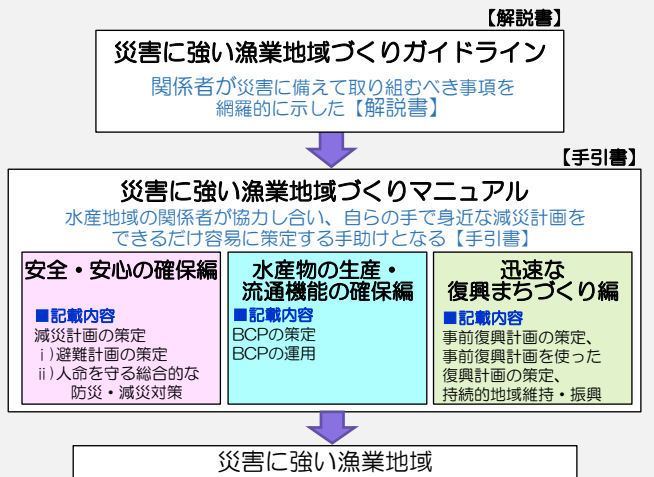
### ● 水産地域防災協議会の主たる構成員

- ① 市町村、② 海岸・漁港管理者
  - ③ 市場管理者、④ 漁業協同組合・漁業者
  - ⑤ 加工・流通関係者、⑥ 自治会等
- ※ 民生委員等の地域の**支援者**（要配慮者等の実情を知る方）**女性**（日常の防災で重要な役割）の**参画**が望ましいです。

## ガイドラインとマニュアル

本ガイドラインの他、「**災害に強い水産地域づくりマニュアル**」があり、合わせて参考にできます。

- ・安全・安心の確保編
- ・水産物の生産・流通機能の確保編
- ・迅速な復興まちづくり編



## 災害対応時に水産地域が果たす役割

- 水産物生産・流通機能の確保
- 就労者・来訪者や地域住民の**生命・生活を守る**
  - ・緊急避難や救難・救助の拠点
  - ・緊急物資輸送・水産物生産・流通の拠点
  - ・災害復旧・復興の拠点
  - ・防災意識向上・共助意識形成の場（地域コミュニティ）
  - ・防災減災対策・事前復興の中心・ベース・基盤



# Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

## 災害に強い水産地域づくりの基本的理念

災害に強い水産地域づくりは、地震・津波災害及び風水害による被害の最小化を図ること（減災）を目標とします。

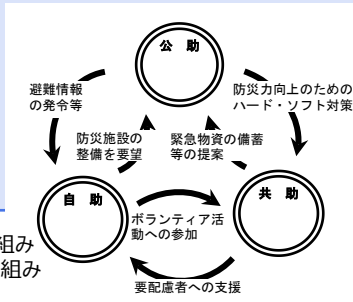
被害の最小化（減災）を図るために、「**自助・共助・公助**」による

- ① 災害による被害の低減
- ② 災害発生後の被害拡大の防止（二次災害の防止）
- ③ 災害発生後の被害継続の防止（円滑な復旧への準備）

さらに、災害後の水産地域の継続に向け

- ④ 災害後の生活・コミュニティの継続（迅速な復興まちづくりへの準備）

が必要です。



自助：個人個人の自覚に根ざした取り組み  
共助：地域のコミュニティ等に置ける取り組み  
公助：行政による取り組み

## 防災体制の構築

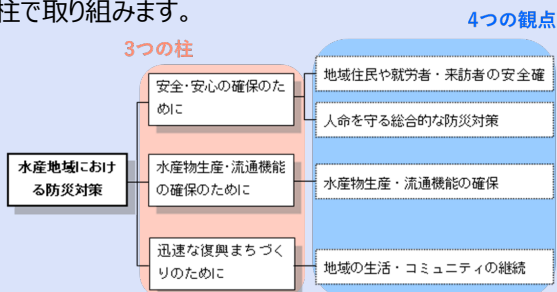
防災対策にあたっては、行政だけでなく各組織や地域住民など、地域の防災に関わる人々が一体となって取り組むことが重要です。

地域と一体となった防災対策のために事前に取り組むべき災害予防として、以下が必要です。

- ① 水産地域防災協議会の立ち上げ
- ② 高齢化に対応した漁村の自主防災組織等の設置
- ③ 海岸・漁港管理者、自主防災組織等の連携

## 防災対策の考え方

水産地域の防災対策として4つの観点を踏まえた3つの柱で取り組みます。



## 複合災害

災害は単独で発生するばかりではなく、**同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害**となる場合があります。

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握、人的・物的な災害対応資源が不足するようであれば、応援を速やかに確保することが重要です。そのためには、以下のような対策を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要です。

- ・考えられる**複合災害の種類・規模・被害量の想定**
- ・水産地域**災害対応力の的確な把握**
- ・**受援計画の策定及び検証**
- ・国や他の自治体との**応援・受援体制の確立**
- ・**複合災害のシナリオを想定した対策検討や対応訓練の実施**

## 積雪寒冷期における対応

積雪寒冷期に災害が発生した場合、**積雪・暴風雪・路面凍結等**により、特に**高齢者の避難行動がより困難**になることが想定されます。また、避難生活においても、暖房による火災、積雪等による停電、孤立化による避難生活の長期化の恐れ、常に体温低下（低体温症・凍死）のリスクがある等、災害の被害が拡大しやすい状況となることが想定されます。

積雪寒冷期に災害が発生することを想定し、**事前に対策を検討**しておく必要があります。

## 受援体制の整備

災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの人的資源が必要となるが、行政機能が低下していることから、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うことのできる**受援体制**を整備することが望ましいです。

## 津波を想定した防災対策

- **2つのレベルの津波を想定**
- レベル1：発生頻度は高く、津波高は低いものの**漁港や水産関係に被害をもたらす津波**
- レベル2：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば**甚大な被害をもたらす最大クラスの津波**

## 風水害を想定した防災対策

### ● 直前対策の実施

風水害の場合、災害のおそれが高い状況となるまでには**時間的猶予**がある場合があるため、施設整備に加え、直前対策を実施します。

## タイムライン

対策の検討・実施にあたっては、警報・注意報等や警戒レベルを参考として、**タイムライン（防災行動計画）**を策定することが効果的です。

策定方法は「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（平成28年8月国土交通省）」に示されています。

		タイムラインの整理例			
		国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生 台風上陸の可能性	○台風予報	体制の早期構築	運行停止の可能性を早めに周知	避難の可能性を早めに周知	
	○台風に関する記者会見	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○交通サービス運行停止予告 ○運行停止手順の確認・公表	○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
災害発生 の危険性	早期復旧・再開が可能となるように施設保全・待避	○リエゾン派遣	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示	早期に避難を開始
	○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性）	○所管施設の巡回	○避難勧告・指示	○避難者の誘導・受入	○避難の開始
台風接近	○大雨・洪水等警報	○所管施設の巡回	○市町村長へ事慮切迫状況の伝達	○避難勧告・指示	○屋内安全確保
	○氾濫警戒情報	○所管施設の巡回			
台風上陸	○氾濫危険情報	○市町村長へ事慮切迫状況の伝達			台風上陸前に避難を完了
	○氾濫発生情報	○TEC-FORCE活動（道路閉鎖等） ○被害状況の把握 ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○支援の要請	

資料：タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（平成28年8月国土交通省）

## 感染症まん延下での災害対応

高齢化が進行する水産地域において、**感染症リスクが高まる避難所での対策は重要**です。

避難所の開設にあたっては、発生した災害や被災者の状況、地域の実情等に応じて**感染症対策を実施**します。

# IV-1 安全・安心の確保

## 地域住民や 就労者・来訪者の 安全確保

地元住民、水産関係者、来訪者等の人々の安全確保のために、迅速な避難が行えるような対策

人命を第一に考え、避難場所等の安全な場所への速やかな避難

### 実施すること

#### (1) 避難行動のルールづくり

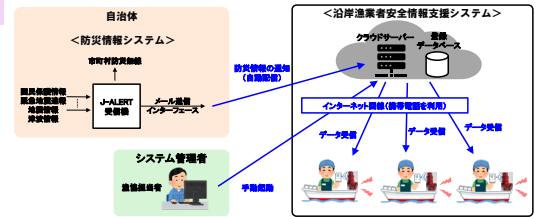
- ・[地震・津波避難] 水産地域における人の安全確保のため、陸上にいる場合、海上にいる場合、地域住民の場合、来訪者の場合等の**状況に応じた対策**が必要
- ・[風水害避難] 危険性の認知から災害発生まで**時間的猶予**がある場合があることから、**地元住民が自宅から速やかに避難するための対策**が必要
- ・状況に応じた避難対策に加え、高齢者や外国人等の**要配慮者**への対応や、**積雪寒冷期**を想定した対応も必要

#### (2) 避難計画の策定と避難施設等の整備

- ・あらかじめ市町村長が指定する「指定緊急避難場所」、「指定避難所」が離れた場所にしかない場合、市町村長はこれらの確保に努めつつ、当面の対応として、**水産地域防災協議会**等が地域内で**比較的 안전한建物等**を「避難場所」、「避難所」として、市町村と連携を図りながら、**自主的に設定**することも考えられる。
- ただし、自主的に設定する際には、**比較的 안전とはいえない一定の災害リスクを抱えている場合があること等を周知**する必要がある。

#### (3) 情報伝達体制の構築

- ・情報伝達体制として、**複数の手段を確保**
- ・地理感覚に乏しい**外来者**に対する**的確に情報伝達できる体制**が必要
- ・沿岸で操業する小型漁船への災害情報の伝達について工夫（サイレン等で通知する等）
- ・様々な災害や複合的な災害を想定、**避難誘導体制**を水産地域防災協議会を中心に構築



小型漁船の漁業者への防災情報伝達システム例

#### (4) 事前周知・普及・啓発

- ・ワークショップ・講習会・説明会等を開催
- ・パンフレットを作成・配布
- ・避難訓練を実施

## 水産物供給の場、産業・交流の場、生活の場としての役割・機能を守るための総合的な防災力向上の取組

## 人命と地域を守る 総合的な 防災・減災対策

### 実施すること

#### (1) 支援根拠地としての漁港における必要な施設整備

- ・漁港は周辺水産地域への**支援根拠地**として必要な施設整備を実施。その際、予防保全型の老朽化対策、既存施設台帳の電子化も必要

#### (2) 集落の孤立への対応

- ・離島、半島等の条件不利地域に立地する 경우가多く、**災害時に外部から孤立しやすい**漁業集落では、孤立する危険性のある集落の**把握**、外部との**複数のアクセス手段の確保**、**通信の確保**

#### (3) オープンスペースの確保

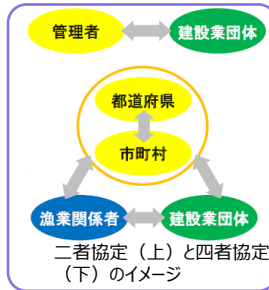
- ・漁港や集落内のオープンスペースは緊急避難、救援・救助活動、復旧・復興において重要であるため、**オープンスペースの必要性を事前に検討し、災害時に活用できるオープンスペースの把握、確保**

#### (4) 水門・陸閘等の適切な管理・運営

- ・**自動化・遠隔操作化**、非常用電源などの配置も含めた**適切な管理運営体制**の検討

#### (5) 二次災害の防止（漂流物等対策、危険物対策、火災対策）

- ・漁船や養殖施設、漁具、車両等は、津波・風水害の来襲時に**漂流物となる可能性**があるため、**対策の実施、早期除去体制**の整備が必要
- ・給油タンク等**危険物取扱い施設の配置**、計画、施設の構造強化、被害の拡大防止、啓発・訓練・点検等
- ・漁村は高密度集落を形成し、緊急車両の通行に支障を来す場合が多いため、**火災対策**が必要

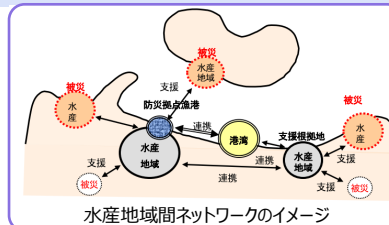


#### (6) 災害協定の締結

- ・災害発生時、技術職員の不足する中、速やかに応急工事等に着手するためには、**事前の災害協定の締結**やその**内容の充実**が有効
- ・事前の災害協定を締結、役割分担や取り組み事項を事前に決定

#### (7) 水産地域間ネットワーク等の構築

- ・漁港は周辺水産地域への支援根拠地としての役割を果たすよう、**水産地域間ネットワーク等の構築**が必要
- ・その際、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲である「**圏域**」における漁港間の機能・役割の分担等の関係を踏まえて検討
- ・代替機能の確保の観点から、主要な流通拠点漁港の間での**広域ネットワーク**の構築



水産地域間ネットワークのイメージ



※被災の程度によっては、被災エリア内での相互支援も有効

広域ネットワークのイメージ

#### (8) 地域の生活・コミュニティの継続への対応

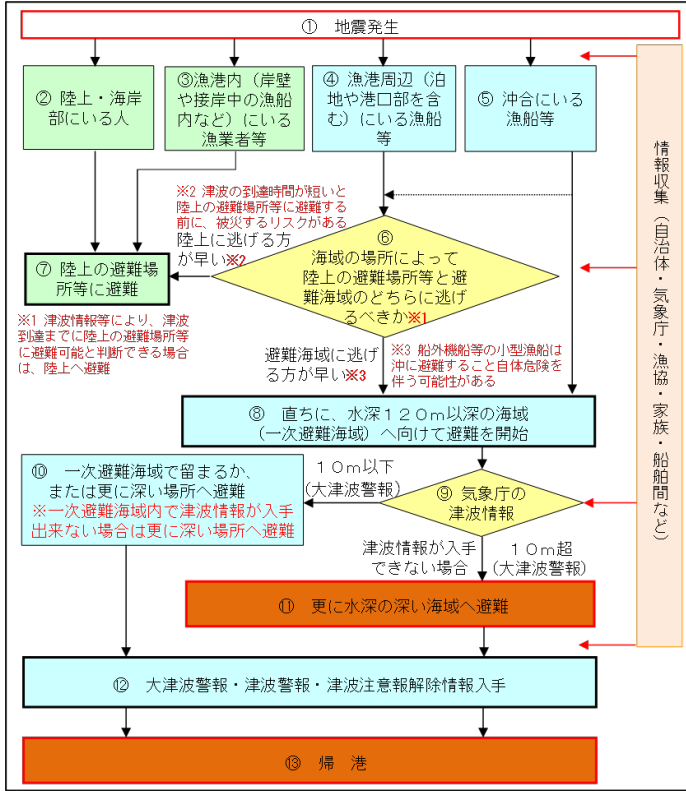
- ・非常時の**安全なライフラインの継続**について平常時より検討
- ・災害時でも可能な限り生活を維持しつつ、**既存コミュニティを壊さないよう**、地域の生活・コミュニティの継続への取組



■津波避難の場合■

水産地域における人の安全確保のためには、陸上にいる場合、海上にいる場合、地域住民の場合、来訪者の場合等の状況に応じた対策を講じる必要があります。

水産地域防災協議会を中心として、地域の実情を踏まえ避難行動のルール等を策定します。



注) 陸上の避難場所等：避難場所等の陸上の可能な限り安全な場所

避難行動の考え方のフロー（津波避難の場合）

＜一次避難海域の目安について＞

一次避難海域の目安としている水深120m以深は、以下の前提で算定したものです。

- 想定津波高10m以下であること ※A
- 漁船速度10ノット以上であること ※B
- 漁船の速度が津波流速の3.2倍以上であれば漁船の操船が可能であること ※C
- 砕波が発生しない水深であること

したがって、来襲する津波の高さが10mを超える場合、漁船速度が10ノット未満の場合、漁船速度が津波流速の3.2倍であっても漁船の操船が不可能である場合、総トン数が0.4～19.0トン以外の漁船の場合には水深120mの海域では危険な場合があることに留意する必要があります。

また、一次避難海域に到達するまでに津波情報が入手出来ず、津波高さが不明な場合には、津波高さが10mを超えることを想定して更に深い場所へ避難することが望ましいです。

さらに、津波情報は時間の経過とともに変更されることがあるため、一次避難海域内で津波情報が入手出来ない場合にも更に深い場所へ避難することが望ましいです。

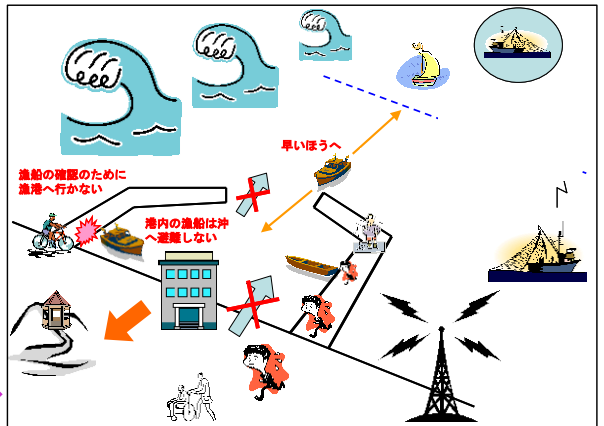
なお、来襲する津波の高さが10mを超える場合、漁船速度が10ノット未満の場合、漁船の速度が津波流速の3.2倍であっても漁船の操船が不可能である場合、総トン数が0.4～19.0トン以外の漁船の場合には、一次避難海域の目安を使用せず、津波シミュレーション結果及び地理的条件等各地域の実情を勘案して、一次避難海域の水深を各地域で設定することが望ましいです。

- ※A 中央防災会議等で公表されている主な想定地震に対する想定津波高さが震源に近い地域を除き概ね10m以下であること、津波高が10mを超える際には気象庁から「大津波警報（10m超）」として数値が発表されることから避難行動の判断材料と成り得ると考え設定。
- ※B 概ねの漁船が走行可能な速度として設定。
- ※C 東日本大震災において沖へ避難した漁船について調査した結果、発生する津波の流速に対して漁船最大速度が3.2倍以上であれば危険を感じなかったとの結果となった。以上より、漁船等の船舶が操船不能となる限界流速を、対象とする漁船最大速度の1/3.2倍として設定した。なお、限界流速を設定するために行った調査において、対象とした漁船の総トン数が0.4～19.0トンであったことから、この範囲外の漁船については別途限界流速を確認することが望ましい。

＜避難行動の考え方の留意事項＞

避難行動の考え方に従うことは安全であるとは必ずしも言えない状況もあり得るため、水産地域防災協議会では、各地域の地形等の状況を踏まえ、様々なケースやそのリスクを勘案し、避難行動の考え方は異なる避難行動を行うケースとその際の避難行動についても事前に検討の上、避難行動のルール等を策定することが望ましいです。

- ・陸上の避難場所等に避難することとなった場合には、津波の到達時間が短いと避難場所に避難する前に、海岸付近で砕波した津波による流れに巻き込まれ被災するリスクがあります。
- ・一次避難海域から更に水深の深い海域に避難するまでに被災するリスクや避難海域に避難できたとしても海上にいることによる転覆等のリスクがあります。
- ・船外機船等の小型漁船は沖合で津波に遭遇した場合に転覆する危険性があり、沖に避難すること自体危険を伴う可能性があります。また、状況によっては津波注意報や警報が解除されるまでに数日間を要することが考えられるため、長時間沖合いで待機するための飲料や食料の確保、防寒対策等についても検討することが望ましいです。等



避難行動の考え方のイメージ（津波避難の場合）

■風水害避難の場合■

危険性の認知から災害発生まで時間的猶予がある場合があることから、地元住民が自宅から速やかに避難するための対策を講じる必要があります。

■地震・津波避難、風水害避難ともに■

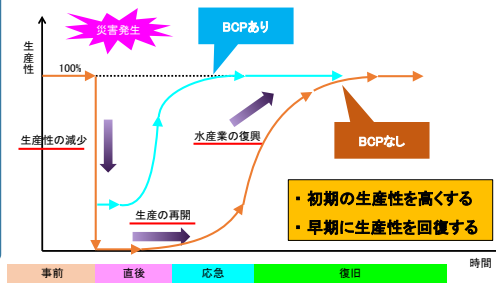
状況に応じた避難対策に加え、高齢者や外国人等の要配慮者への対応や、積雪寒冷期を想定した対応も必要です。

# IV-2 水産物生産・流通機能の確保

## 水産物の生産・流通に関するBCP

水産地域は水産物の生産・流通拠点として重要な役割を担っています。災害等で被害を受けても**重要業務が中断しないこと**、中断しても**可能な限り短い期間で再開**するために、水産地域全体で早期復旧体制を構築したうえで、**業務継続計画（BCP ; Business Continuity Plan、以降BCP）**を策定する必要があります。

### BCPの効果イメージ



#### <<策定のポイント>>

- ・地域特性を十分に考慮！
- ・実効性を高めるための検討演習・訓練の実施を踏まえ適宜見直しすることが重要！

## BCPの策定

BCPでは、発災前の対応として事前対策・直前対策・事後対策の準備、発災後の対応として事後対策の実施について計画します。BCP策定にあたっては、協議会を設立し、地区ごとの特性を把握し、被災した際の水産物の生産・流通に関する課題・問題点を抽出する必要があります。

### 水産地域の特性把握

- ・水産物の生産・流通特性の把握（対象範囲の設定、生産・流通特性の把握、対象とする漁業種類の選定、水産物の生産・流通経路の整理）
- ・想定される災害の特定

### 水産地域の課題・課題

- ・被害規模図と各漁業の流通経路図を重ね合わせた問題点マップを作成、被害の程度を把握
- ・問題点・課題を把握、対策が必要となる機能を抽出

### 対策内容の検討

以下の項目について、大規模災害が起こる前に、実施すべき内容・主体機関・実施時期を整理

- 発災前にすべきこと
  - 1) 事前対策
  - 2) 直前対策（高潮や台風等の災害規模や発生時期が予測できる災害に対して）※実施の判断基準も検討
  - 3) 事後対策の準備
    - ①目標復旧期間の設定、②実施すべき内容の整理
    - ③連絡・実施体制の構築、④対策の優先度の設定
- 発災後にすべきこと（事後対策）
  - 1) 連絡・実施体制の構築
  - 2) 目標復旧期間の設定
  - 3) 事後対策の実施・運用

### 実効性を高めるための対策検討

- ・地域の実情を踏まえて検討することが重要
- ・BCPの実効性の段階的な向上（BCP協議会や連絡体制、役割分担等を構築した後、次のステップとして検討）

### 実効性を高めるための具体的対策の検討の例（養殖施設の流出対策）

#### ◆STEP1 基本的な検討

- ①流出する可能性がある養殖施設の把握
  - ・被災が想定される養殖施設を想定
- ②流出した養殖施設の撤去方法の検討
  - ・被災した養殖施設を撤去する体制、方法、必要な機材を検討
- ③養殖施設の復旧方法の検討
  - ・養殖施設の予備もしくは購入先を検討

#### ◆STEP2 具体的な検討

- ・養殖生簀：20m×20m×10基
- ・養殖ロープ：100mロープ×50本
- ・必要機材：起重機船（手配者及び手配方法の特定）
- ・必要施設：仮置きスペース（位置、必要面積の設定）
- ・資機材（必要数量の設定）
- ・組み立てスペースの確保（オープンスペースの確保）

## BCPの運用

BCPで検討した事前対策の実施や事後対策の準備をするともに、BCPに記載した事項が本当に実践できるのかを確認し、課題があれば内容の追加や改善を行います。BCPの目的である「事業の早期再開」に向けて実効性を高めていくことがBCP運用の基本的な考え方です。

### BCPの運用体制

- ・漁協や行政機関等により構成される事務局を設立、協議会を運営しながら進めることが重要

### BCP運用計画

- 1) 対策実施状況の確認
  - ・事前対策及び事後対策の準備の進捗状況を確認
  - ・今後実施が必要な対策について検討、実施計画に反映
- 2) 演習・訓練の内容
  - ・事前に事務局が演習・訓練の目標とシナリオの素案を作成、協議会にて協議の上決定する必要

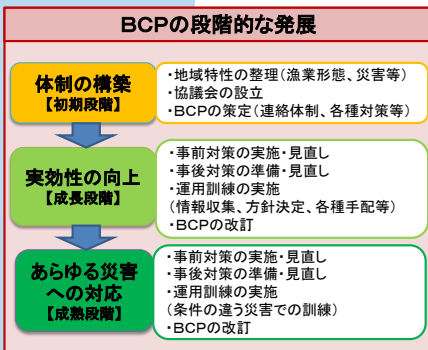
### BCPの演習・訓練

- ・演習・訓練の準備として会議進行方法等の検討を行ったうえで、本番の演習・訓練を実施することが重要

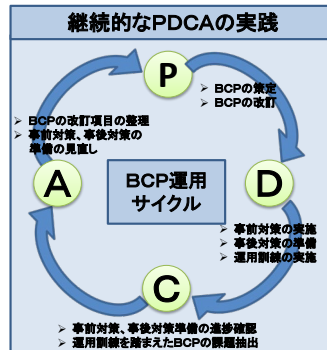
### BCPの改善点の検討と改訂

- ・BCP演習・訓練結果をもとに、演習・訓練方法やBCPの課題及び改善点について協議
- ・検討した対応方針をもとにBCPを改訂、次年度の方針を協議

### BCPの段階的な発展



### 継続的なPDCAの実践



### <BCPの運用とPDCAサイクル>

Plan（計画）；BCPを策定（改訂）する。  
Do（実行）；BCPにて取り決めた事前対策の実施・事後対策の準備をする。  
Check（確認）；事前対策の進捗を確認する。演習・訓練を実施し、BCPの課題・問題点を洗い出す。  
Act（改善）；BCPの課題・問題点を改善する。



## 水産地域の復興まちづくり

水産地域の復興まちづくりとは、行政と漁業者・水産関係者を含めた地域住民が連携・協働して、想定される**大規模自然災害に強いまちづくり**をめざす、**事前準備**から現実的な**復興計画を策定・実践するプロセス**を言います。

東日本大震災を振り返ると、被災後の**極度に混乱した時期に復旧・復興作業をスタート**させることや、水産地域の**将来を見通した復興まちづくり計画**を策定し、それを実行することの難しさが確認されました。

このような教訓から、**復興まちづくりの主体**である**行政**や**漁業者・水産関係者**を含めた**地域住民組織**が、大規模自然災害後の水産地域の復興まちづくりの**具体的な進め方**や**留意点**をしっかりと理解し、**確実に実践**しておくことが、水産地域の復興まちづくりを迅速に進めることにつながります。

### 取組主体

- ・行政と、地域の産業を支える漁業者、水産関係者及び自治会など地域住民組織が一体となって取り組むことが重要
- ・必要に応じて、有識者など外部支援者の参加も検討

### 想定される災害

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波及び台風、高潮、集中豪雨など風水害を想定

### 対象地区

- ・想定される自然災害に直面する水産地域（個別の漁港と集落または、復興まちづくり単位として適切と判断される複数の漁港や集落にまたがる範囲）

### 機能的・空間的 一体性への配慮

- ・水産地域の立地特性や産業・生活・自然環境の機能的・空間的一体性に十分配慮

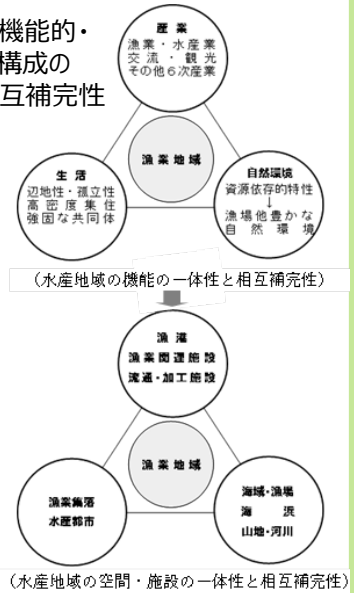
## 水産地域の特徴の理解と計画への反映

水産地域の復興まちづくり計画の策定に当たっては、水産地域の主要な特徴を十分理解したうえで計画に適切に反映していくことが不可欠です。

### 水産地域の 主な特徴

- (1) 資源依存型立地
- (2) 立地や空間形成の多様性
- (3) 産業・生活・自然環境の一体性と相互補完性
- (4) 社会経済指標の縮減傾向
- (5) 狭い空間にさまざまな社会資本が集中して立地

### ■ 水産地域の機能的・空間・施設構成の一体性と相互補完性



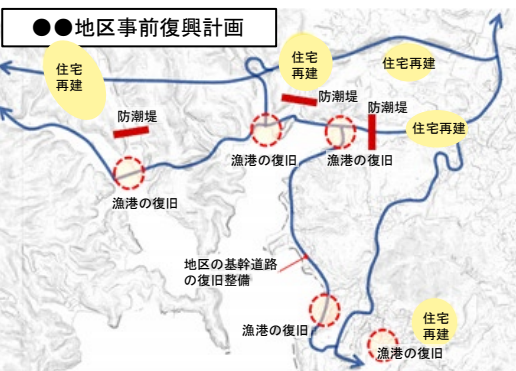
## 復興まちづくり計画の策定

水産地域の復興まちづくり計画の策定にとって、**事前復興計画**を策定しておくことが効果的です。その際、大まかな事業化手法及び、外部応援を適切に受け入れる**対口支援準備**や**受援計画**も必要です。

事前復興計画は、災害を想定して策定するため、実際の災害や被害規模や内容によっては、計画や事業化手法の**見直し**や**修正が必要**になります。イメージトレーニングなどを通じて、仮設住宅整備位置や計画自体の精査につながる、いわば、**復興準備の取組**も重要な視点です。

被災時に**災害・被災状況を早急かつ正確に把握**すると同時に、事前復興計画策定の**前提条件との相違を明確**にし、現実の復興計画と事業化計画（事業間調整含む）に反映させていくことが重要になります。

### ■ 事前復興計画図（マスタープラン）とアウトプットイメージ



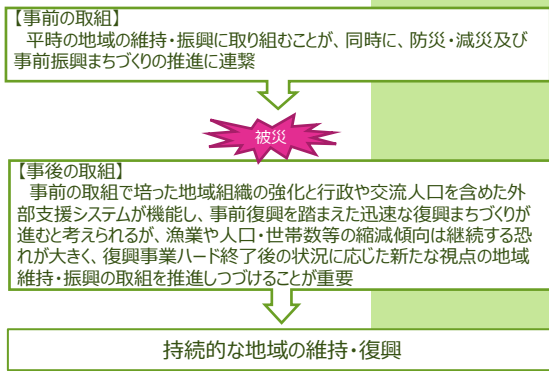
- ・復興基本方針
  - ・実現化手法（事業化）のための既存手法・事業のあてはめ
  - ・想定される復興プロセス（タイムライン）
  - ・受援計画
- ↓
- ※行政上の上位計画への反映
  - ※時間経過による状況変化に応じた計画の見直し・修正
  - ※計画の選択的实施

## 事後の持続的な地域の維持・振興

水産地域の復興まちづくりを考えるに当たっては、**本来の地域の維持・振興に係る取り組みを並行して実施**していくことが求められます。

防災・減災や事前復興の取組みは、被災前から復旧復興段階へと継続する地域維持・振興の取組みの一環であり、**地域力を高めることが、災害に強い水産地域の形成の一端を担う**という前提のもとに、地域維持・振興に係る取り組みを並行して実施していく必要があります。

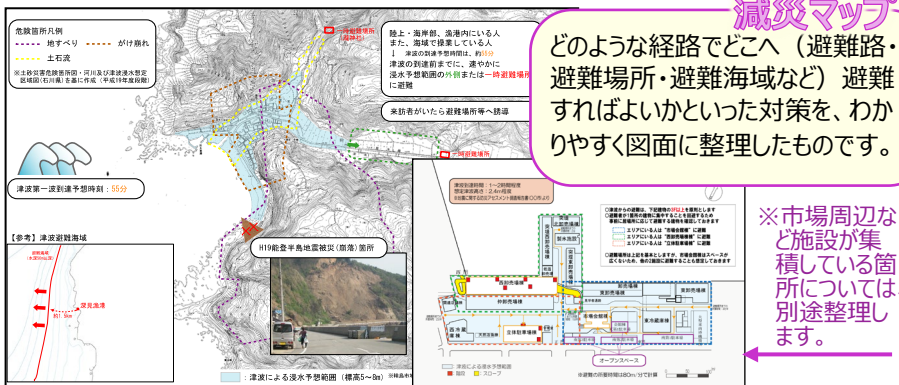
### ■ 水産地域の持続的な地域維持・発展の考え方



## 目的

本マニュアルは、ガイドラインの考え方にに基づき、地震や津波などによる災害の程度を予め想定しつつ、その際、地方自治体（主に市町村）、漁業関係者、水産関係者、地域住民などの関係者の方々が「その被害を最小限に抑えるためには、どのような対応や対策をとるべきか」といった、日頃の備えやいざという時にとるべき個々の行動計画（減災計画）について、話し合いを通じ、できるだけ容易に計画を策定できること、また策定された計画により、いち早く復旧・復興がなされることを目的としています。

## ◆このようなものを作成します◆



## 減災マップ

どのような経路でどこへ（避難路・避難場所・避難海域など）避難すればよいかといった対策を、わかりやすく図面に整理したものです。

※市場周辺など施設が集積している箇所については、別途整理します。

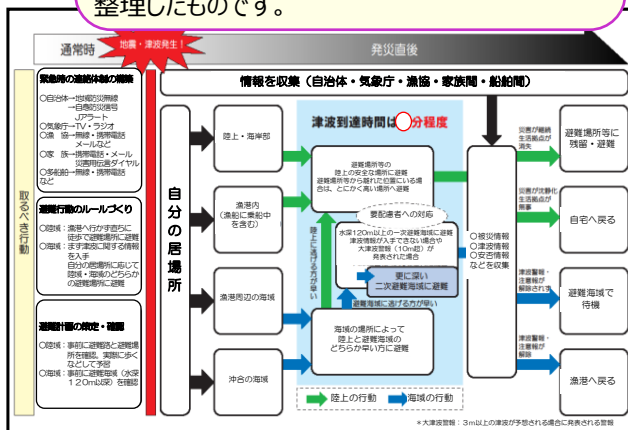
## 減災行動フロー

災害発生時に、各自・各主体がとるべき避難行動について、その居場所や状況ごとにわかりやすく整理したものです。

## マニュアルの使い方

本マニュアルを用いて水産地域の減災計画を策定するには、地方自治体（主に市町村）から漁業者や地域住民など多様な主体が一同に集まって、以下の手順で実施することが適切です。

- ・**ステップ1**：（まずは地方自治体などが）地域の関係者に呼びかけて**話し合いの場**をつくる。
- ・**ステップ2**：災害に対する**地域の現状**を自ら**把握・評価**する。
- ・**ステップ3**：災害が発生した場合、どのような**問題**があるか把握する。
- ・**ステップ4**：被害を最小限に抑えるため**必要な対策**を検討する。
- ・**ステップ5**：いざというときの対策を**みんなで共有**できるよう**減災計画**として整理する。
- ・**ステップ6**：水産地域の関係者へ減災計画を**普及**する。



ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4	ステップ5	ステップ6
<b>水産地域の関係者が集まりましょう！</b> 実施主体：自治体（主に市町村）	<b>災害に対する地域の現状を把握しましょう！</b> 実施主体：自治体（主に市町村）	<b>問題点を検討しましょう！</b> 実施主体：協議会	<b>減災対策を検討しましょう！</b> 実施主体：協議会	<b>減災計画として取りまとめましょう！</b> 実施主体：協議会	<b>減災計画を普及し点検しましょう！</b> 実施主体：協議会
<b>ポイント</b> ①自治体（主に市町村の漁港管理者・防災担当部局など）が、水産地域に関わる主体に対して参加を呼びかけます。 ②必要に応じて、呼びかけの範囲を広げます。	<b>ポイント</b> ①自治体（主に市町村の漁港管理者・防災担当部局など）が、協議会で使用する資料の準備として【カルテ】を作成し、【減災マップ用の地図】を用意します。 ②過去に被災経験がある場合は、それらの資料も用意します。	<b>ポイント</b> ①【カルテ】・【減災マップ用の地図】を使い参加者間で「水産地域の現状」について認識の共有を図ります。 ②「水産地域の問題点を検討する際の基本情報」を使って【チェックシート】を作ります。 ③分かったことを【減災マップ用の地図】に書き込み、問題点マップを作成します。	<b>ポイント</b> ①【減災対策を検討する際の基本情報】を見ながら【対策シート】を作成します。	<b>ポイント</b> ①【対策シート】を用いて以下の6点を作成します。 ・【対策総括表】 ・【対策項目一覧】 ・【対策シート】 ・【減災マップ】 ・【避難行動フロー】 ・【緊急時の連絡体系表】	<b>ポイント</b> ①協議会が中心となって、完成した減災計画を使って避難訓練や啓発普及活動などを実施します。 ②活動結果のフォローアップを行い改善点を点検・確認します。 ③ステップ3に戻り、減災計画を改善します。
【協議会への参加呼びかけ】 	地域防災計画、ハザードマップ、港勢資料、漁港台帳、背後集落台帳、背後集落調査データ、過去の被災実績資料 【カルテ】(p17~20)  【減災マップ用の地図】(p16) 	「水産地域の問題点を検討する際の基本情報」(p37~46) 【チェックシート】(p27~36)  【減災マップ用の地図への書き込み】⇒問題点マップ 	「減災対策を検討する際の基本情報」(p49~73) 事前 直後 応急 【対策シート】(p48) 	【対策総括表】  【減災マップ】  【避難行動フロー】など 	【説明会開催】、【避難訓練】  【フォローアップ】  【計画の点検】
関係者が参加することにより、連携した取り組みが可能となります。	カルテを作成することにより、地域の現状・特性が明らかになります。	チェックシートを埋めることにより、水産地域の問題点と想定される被害・講ずべき対策が見えてきます。	対策シートを作成することにより、「いつ」「誰が」「誰に」「何を」「どこで」「どう」行動すべきかが明らかとなります。	ステップ4までの作業をとりまとめることにより、水産地域の減災計画が分かり易くなります。	普及・訓練等を行うことにより、減災計画の実効性を高めるとともに、問題点を明らかにします。



## 水産物の生産・流通に関するBCP

全国の水産地域において水産物の生産・流通に関するBCPの導入促進を図るためのマニュアルです。

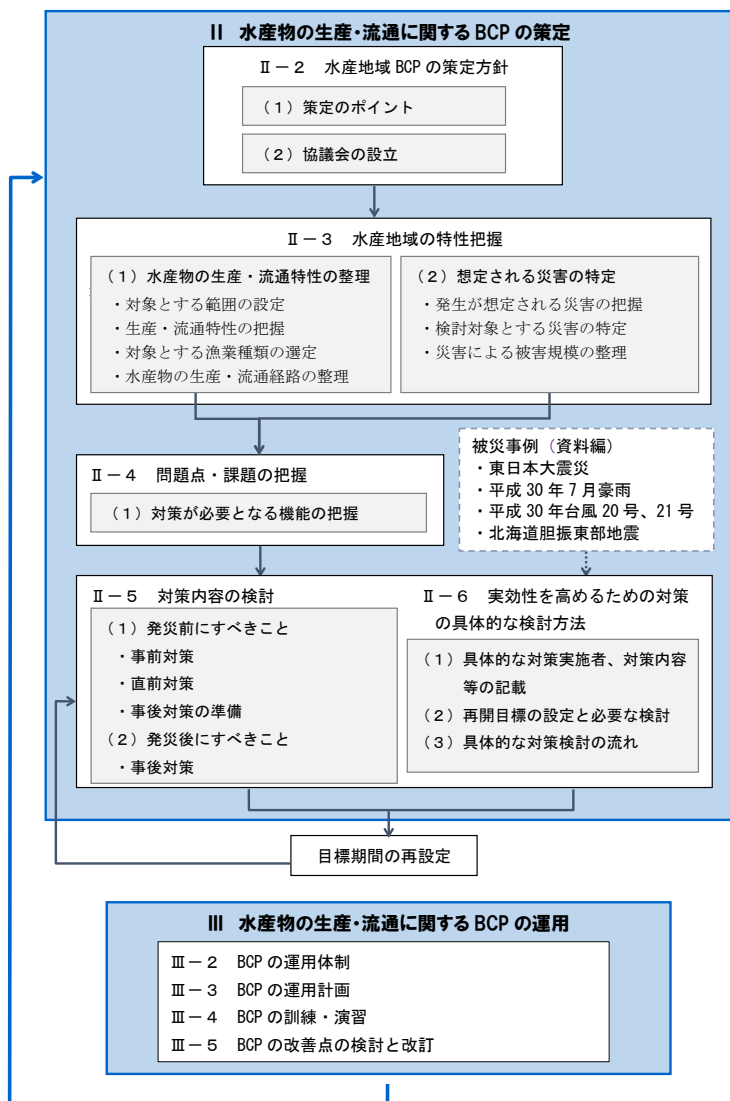
水産地域は営まれる漁業種類や水産物の生産・流通形態によってその特性が大きく異なることから、地域特性を十分に考慮したうえで、水産地域BCPを策定することが重要です。

また、BCPは策定して終わりではなく、その実効性を高めるための具体的な対策内容の検討や、訓練・演習の実施を踏まえて適宜見直しすることが重要です。

## 検討フロー

大規模災害時においても水産地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持し確保するために、水産地域全体で早期復旧体制を構築したうえで、策定する必要があります。

また、BCPは、策定しただけでは災害時に効力を発揮しないため、発災後に事業の早期再開に向けてBCPの内容に沿った行動が実施できるように訓練・演習すること（運用）でBCPの実効性を高めることが重要です。



## 対策が必要となる機能の把握方法

### ① 漁業種類別の被害想定の実施（問題点の把握）

各漁業の流通経路図に、特定した災害の被害規模図を重ねて問題点マップを作成、水産物の生産・流通過程においてどの機能が損なわれる可能性があるかを検証

【①対策が必要となる機能の把握（問題点マップ）】



### ② 対策が必要となる機能の把握（課題の把握）

上記①より、対策が必要となる機能を把握  
→生産・流通過程の中で、被災を受ける機能をチェック

ステップ1：水産物の生産・流通の過程において、必要となる項目の抽出

事象	漁業・沖合漁業	
	〇〇漁業	△△漁業
互換増損	○	○
漁業流出 (漁業・養殖施設)	-	○
種類の不足	-	-
燃料の不足	-	-
航路・泊地埋没	○	○
岸壁倒壊	○	○
漁船流出	○	○
油の不足	○	○
機材流出 (燃料タンク・バルブ)	○	○
漁具・漁船流出	○	-
フォークリフト流出	○	○
臨海道路倒壊	○	○
荷役所倒壊	○	○
水の不足	○	○
氷の不足	○	○
加工・冷凍施設倒壊	-	○
原材料の不足	○	-
廃棄物処理	○	○
出荷先の不足	○	○
車両の不足	○	○

ステップ2：これらの内、被災が想定される項目の検証(○：対策が必要)

事象	漁業・沖合漁業	
	〇〇漁業	△△漁業
互換増損	×	○
漁業流出 (漁業・養殖施設)	-	○
種類の不足	-	-
燃料の不足	-	-
航路・泊地埋没	○	○
岸壁倒壊	○	○
漁船流出	○	○
油の不足	○	○
機材流出 (燃料タンク・バルブ)	○	-
漁具・漁船流出	×	-
フォークリフト流出	○	×
臨海道路倒壊	○	○
荷役所倒壊	○	○
水の不足	○	○
氷の不足	○	○
加工・冷凍施設倒壊	-	○
原材料の不足	○	-
廃棄物処理	○	○
出荷先の不足	○	○
車両の不足	○	○

## 段階的な実効性の向上

被災時に即時対応を可能にするため、出来るだけ定量的・具体的な対策を検討することが望ましいが、検討する項目が膨大になることが懸念されます。

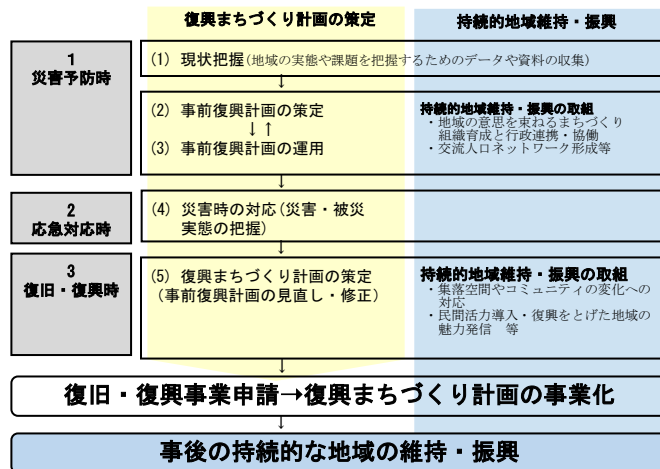
そのため、まずは初期段階ではBCP協議会や連絡体制、役割分担等を構築し、BCPを策定することが重要である。次のステップとして具体的な対策内容（数量や必要機材等）の検討や運用訓練・演習を実施しながら段階的に強化し、策定したBCPの実効性を高めていくことが重要です。

## 本マニュアルについて

本マニュアルは、主に東日本大震災での教訓に学び、行政（市町村など）や漁業者・水産関係者を含めた地域住民組織などの主体が、水産地域における大規模地震・津波を始めとする自然災害に対する復興まちづくりを迅速かつ適切に進めるための**具体的検討方法と留意点**について、特に、**事前準備**（とりわけ、**事前復興計画の策定**）の重要性に着目しながら**時系列**（災害予防時、被災時、災害復旧・復興時）に沿ってとりまめています。

なお、**復興まちづくりも“まちづくり”の一環**であるという認識に加え、全国の水産地域の地理的、経済社会的条件が多様であるという視点から、本マニュアルの活用にあたっては、それぞれの**対象地域の独自性や特徴を踏まえた柔軟な対応**と、**事後の地域維持・発展を展望した取組**が期待されます。

## 水産地域の復興まちづくりのプロセスの全体像



## 事前復興計画策定フロー

本マニュアルは、事前復興計画の策定にむけた流れに沿って構成されています。

## 災害に強い水産地域づくりガイドライン IV-3. 迅速な復興まちづくり→復興まちづくり計画策定マニュアル

### 2. 復興まちづくり計画

#### 2-1. 現状把握

- データ資料の収集・地域特性や課題の共通認識形成・仮設住宅や移転候補地リスト化 ※特に、地積調査の事前実施が重要（具体的な復興まちづくりの基礎資料となる）

#### （事前復興計画策定と運用）

#### 2-2-1. 事前復興計画の策定

大規模自然災害を想定し、行政と地域住民組織が連携・協働して災害が発生した場合にどのような復興を目指すのかについて、事前に計画を立てるための検討事項と留意点を解説

- ① 対象地区の設定
- ② 体制整備（行政との協働体制含む）
- ③ 災害の想定と課題の抽出
- ④ 事前復興の考え方・基本方針（ビジョン）の整理
- ⑤ 事前復興計画図（マスタープラン）の作成
- ⑥ 実現化手法（事業計画・事業館調整及び受援計画など）の想定

#### 2-2-2. 事前復興計画の運用

策定した事前復興計画を、行政の上位計画に位置付け、状況の変化に応じて柔軟に見直し・修正するなど計画の実現性を常に担保しておくための検討事項と留意点を解説

- ① 各種上位計画等への反映
- ② 先行的な事業実施
- ③ 計画の見直し・修正
- ④ 復興まちづくりのシミュレーションと模擬訓練

#### 2-3. 災害時の対応（事前復興計画の想定と現実の被災状況の相違の確認）

実際の災害や被災規模や内容は、現実的な復興まちづくり計画の下敷きとなる事前復興計画の前提条件と異なることが考えられ、その相違を明らかにし、事前復興計画の見直し・修正の基礎情報となる状況把握と情報発信のための検討事項と留意点を解説。

- ① 災害・被災状況の把握
- ② 情報収集と発信

#### 2-4. 復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）

実際の災害・被災状況を踏まえて、現実的な水産地域の復興まちづくり計画（事業計画を含む）策定のための検討事項と留意点を解説。

- ① 復旧・復興体制の再構築
- ② 事前計画被害想定との相違確認
- ③ 復旧・復興に向けた課題抽出
- ④ 事前復興計画の見直し・修正（事業計画含む）

### 3. 持続的地域維持・振興

事後の地域の持続的維持・発展に向けた取組の検討事項と留意点を、①事前の取組と、②事後の取組に分けて解説

## 策定時のポイント

- ・検討された諸々の情報は、被災後の復興計画づくりの基本となるため、資料が散逸しないように報告書としてとりまとめることが重要
- ・その際、紙ベースのもと合わせて、報告書及び関連情報は電子化して、安全な場所に保管

## 事前復興計画の事例

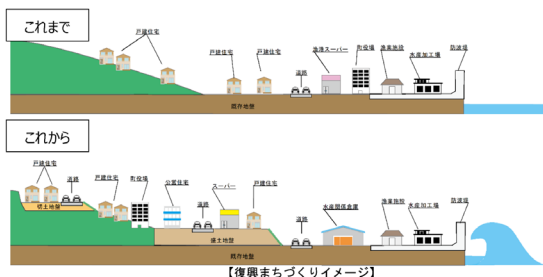
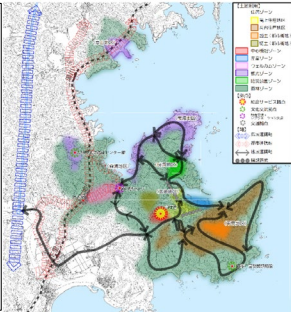
### （参考）復興まちづくりについて

本町では、南海トラフ巨大地震で想定されている震源域に近く、津波の到達が早いため津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在し、大規模な自然災害への事前の備えが急務であることから、津波被災後の復旧・復興をいち早く実現するため事前復興計画を本計画と同時に策定しています。

本町はすでに若い世代が新築時に高台を選択しており、新庁舎も浸水想定区域外に上げるなど、町の重心が高台へ移ってきています。都市計画マスタープランは10年間最後の目標年次まで、緩やかに高台へ居住や都市機能を誘導することとし、事前復興計画は、都市計画が見定めている20年後（都市計画マスタープランの目標年のさらに10年後）の都市の姿に向かって復興まちづくりを進めることになります。

#### 復興まちづくり整備方針

- ・海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土により浸水を抑制
- ・盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーン（漁業、水産加工場）を検討
- ・高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため、山地を切土し、新たに居住地を確保し、非可住地となった従前居住地の移転先とする
- ・海岸沿いの景勝地は、展望や親水の間として、公園を検討
- ・応急仮設住宅の候補地として、新たに整備される高速道路 I C からアクセスのよい場所を検討
- ・がれき集積用地の候補地として、大きな被害を受ける海岸沿いの用地を検討するとともに、がれき撤去後は公園・緑地を整備





## 防災減災の事例集

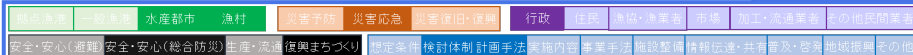
- ・優良な取組や災害に強いガイドライン改訂版に新たに記載される事前復興の取組等、各地域が災害に強いガイドライン改訂版等を基に防災・減災対策等に取組む際に参考となるような事例を記載しています。
- ・個々の事例は図や写真とともに内容を整理し、各事例をテーマ別や地域のタイプ別など体系的に分類しました。その際、事例に取組む際に工夫した点や事例の特徴等について分かり易くまとめています。
- ・事前復興に関する取組については、漁港を有する沿岸市町村等に対してアンケート調査を実施し、現在の取組状況、今後の取組予定等を把握するとともに、事前復興に関する計画を収集し掲載しました。

### 事例集の整理：タグ

事例集は、以下の分類でタグを作成し、目的の事例を見つけやすく整理

- 漁港の種類  
拠点漁港／一般漁港
- 集落の規模  
水産都市／漁村
- 対策の段階  
災害予防／災害応急／災害復旧・復興
- 関係機関  
行政／住民／漁協・漁業者／市場／加工・流通業者／その他民間業者
- 対策の内容  
安全・安心（避難）／安全・安心（総合防災）／生産・流通／復興まちづくり
- 検討項目  
想定条件／検討体制／計画手法／実施内容／事業手法／施設整備／情報伝達・共有／普及・啓発／地域振興／その他

### 事例集のタグ



### 災害発生後の人的・物的応援受け入れのための受援計画の策定

**和歌山県 田辺市**

**概要**

○和歌山県田辺市（R4住民基本台帳人口：69,716人）では大規模災害が発生し、本市が被災した場合に、外部からの人的及び物的応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援人員が連携し、効果的な災害応急対策や迅速な被災者支援、さらには災害復旧・復興に取り組むことを可能とするため、「田辺市受援計画」を策定。水産地域においても事前に受援体制を整え、災害に備えることが必要である。

**課題**

○大規模災害が発生した場合、被災市町村においては職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中で膨大な災害対応業務を行う必要があり、国や他の自治体、民間団体等からの人的応援を円滑に受け入れ、最大限に活用することが求められている。  
○一方、避難所等においては、被災者が必要とする食糧や生活必需品等の救援物資の膨大なニーズが発生することが予測され、被災自治体が主体となって被災者の元へ救援物資の供給が行わなければならない。

**内容**

○受援計画は、地域防災計画及び業務継続計画で定める業務の中で、災害発生後すぐに対応を行うべき業務のうち、人的応援を受けながら実施することが望ましい業務について受援体制や受入の手順等を定めるとともに、物的応援の受け入れについても定める。  
○発災後のフェーズに応じた受援対象業務の抽出を庁内各担当課に依頼したが、計画の理解に差異があり、業務内容の具体性にばらつきが生じたため、作業部会に属した職員が庁内各担当課に計画の趣旨を繰り返し説明し計画の理解に統一を図った。

**効果**

○大規模災害が発生した場合に、外部からの人的及び物的応援を円滑に受け入れ、連携し、効果的な災害応急対策や迅速な被災者支援、災害復旧・復興に取り組むことを可能とする

**災害に強い水産地域づくり実現に向けたポイント**

○受援計画に特化した災害対応訓練を実施し、計画の実効性を確認する。災害対策本部各部からの意見をもとに計画の修正を図る。

**人的応援の受入計画**

### 事例集の整理：記載内容

事例集は、タイトルをつけ、以下について簡潔に示している。

**小型漁船への防災情報伝達**

**概要**

○北海道根室市歯舞地区（友知～納沙布）は、地区人口1,630人の集落である。  
○歯舞地区では、津波からの避難に対して課題となっていた小型漁船で操業する漁業者への地震津波の発生や津波警報等の防災情報を伝達する手段について検討し実海域で実証した。

**課題**

○歯舞地区の小型漁船は漁業無線を搭載していないため、操業中に地震津波の発生や津波警報等が発表された際は、緊急速報メールが主な伝達手段となっている。  
○しかし、操業中は、エンジン音や洋上風等が騒音となり、携帯電話の緊急速報メール等を認識しにくい状況が想定され、漁業者への避難指示等の防災情報が伝達されない恐れがある。

**内容**

○歯舞地区では、操業中の漁業者が地震津波の発生や津波警報等のJアラート情報が発信されたことを、海上の漁業者に通知する「沿岸漁業者安全情報支援システム（仮称）」を漁船用通知装置と合わせて開発し実証試験を実施した。  
○このシステムは、Jアラートを根室市が受信した後、自動で漁業者が災害情報を詳細を確認できるシステムとなっている。  
①根室市のJアラート受信機が緊急情報を受信した際自動で支援システムにメールを配信  
②同システムから事前に登録した漁業者等のスマートフォンに防災情報を発信  
③漁業者の携帯電話へ本システムから通知を送信  
④通知を受けた漁業者の携帯電話とBluetoothで接続した漁船用通知装置が作動  
⑤漁業者がスマートフォンで災害情報の詳細を本システムのアプリ画面で確認  
○このシステムは、海上の小型漁船のみならず、養殖施設や海上工事現場などでの活用も期待できる。

**効果**

○「沿岸漁業者安全情報支援システム（仮称）」により小型漁船で操業する漁業者への防災情報が伝達されることで、迅速な避難行動の開始でき、津波からの避難の一助となる。

**災害に強い水産地域づくり実現に向けたポイント**

○防災情報が伝達されないと避難行動が開始できないので、集落のみならず、漁場や漁港での防災情報伝達状況を確認し必要な対策を講じることが重要である。

漁船用通知装置と通知画面

### 事例集の整理：記載内容

事例集は、タイトルをつ、以下について簡潔に示している。

- 概要
- 課題
- 内容
- 効果
- 災害に強い水産地域づくり実現に向けたポイント

# V 災害に強い水産地域づくりに向けて

ガイドラインのV章では、災害に強い漁業地域づくりに向け、以下のような資料を提示しており、参考にすることができます。

## ■ 災害に強い漁業地域づくりチェックリスト

災害に強い水産地域づくりのガイドラインを参考に、**地域防災協議会のメンバーが一緒になって**、あなたの住む水産地域の**取り組み状況**について**チェックリスト**をもとに**確認**することができます。

### <チェックリストの使い方>

- ・地域防災協議会のメンバーで使用することを想定しています。
- ・「チェック項目」の欄には、**水産地域における災害予防対策等を取組**が書かれており、**どの程度できているかを確認**できます。
- ・「」欄にチェックすることで、水産地域における**取組状況を「見える化」**できます。
- ・「ガイドライン参照ページ」欄は、**ガイドラインにおける関連頁**を示しており、**チェックする取組の内容を参照**できます。

表-V-1 チェックリスト (案)

チェック項目 (案)	<input checked="" type="checkbox"/>	ガイドライン 参照ページ
1.組織づくり・ネットワークづくり	<input type="checkbox"/>	
■水産地域の安全・安心確保	<input type="checkbox"/>	
○市民、行政、企業等幅広い参画者による△△水産地域防災協議会が組織されているか。	<input type="checkbox"/>	III-4.5
○△△水産地域防災協議会では、漁港担当部局と防災担当部局が連携をとっているか	<input type="checkbox"/>	III-4.5
○△△水産地域防災協議会は女性がメンバーとして参画しているか	<input type="checkbox"/>	III-4.5
○地域ごとの自主防災組織があるか	<input type="checkbox"/>	III-6.7
○その他日常的に活動している既存組織 (町内会等) はあるか	<input type="checkbox"/>	III-6.7
■水産物生産・流通機能の確保	<input type="checkbox"/>	
○水産地域の水産・流通に関係した各主体により構成され、中核的な組織又は市町村担当課、市場関係者等が代表を務める水産地域BCP協議会が設立されているか。	<input type="checkbox"/>	IV-2.7 ~9
■復興まちづくり	<input type="checkbox"/>	
○水産地域の復興まちづくりを進めていくための、行政と漁業者、水産関係者、地域住民等が一体となって取り組む体制が作られているか。	<input type="checkbox"/>	IV-3.4
○復興まちづくりを進めるにあたり、行政において、窓口を一本化したり、部署部等の連携がとれたりしているか。	<input type="checkbox"/>	IV-3.7

## ■ 災害に強い水産地域づくりに向けた取組に対する国等の支援

事前防災の観点から行う水産基盤等の整備・改良、あるいは、災害発生後における水産地域の円滑な復旧・復興のための各種の取組に対して、国等では**各種支援策**を用意しています。

災害に強い水産地域づくりに向け、こうした国等による支援策を**あらかじめ把握**しておくことが有効です。

表-V-2 災害に係る主な支援制度

支援対象	適用時	事業、法律	内容	補助率等	激甚災の適用	その他特記事項	担当課担当班
漁港施設、海岸保全施設	災害時	負担法	漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設)、海岸保全施設、航路、泊地の埋そく災、1箇所の工事費が都道府県120万円以上、市町村60万円以上	2/3 (事業費/標準税込収入によりかさ上げあり) (北海道、離島、奄美、沖縄は4/5) ・地方財政措置(起債充当率100%、交付税参入率95%)で、事業主体の実質負担率1.7%	地方負担額/標準税込収入によりかさ上げあり。		防災漁村課水産施設災害対策室
漁港、海岸関連	災害時	漁港災害関連事業	負担法による漁港施設及び海岸保全施設の復旧とあわせて構造物の強化等の改良を行う。1件の工事費が都道府県800万円以上、市町村600万円以上	1/2等	地方負担額/標準税込収入によりかさ上げあり。		防災漁村課水産施設災害対策室
漁業集落	災害時	災害関連漁業集落環境施設復旧事業	漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、緑地・広場施設(植栽、運動施設等を除く)、防災安全施設 工事費200万円以上	1/2	—		防災漁村課水産施設災害対策室
流木	災害時	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	海岸保全施設に漂着した流木及びゴミ等の集積・選別・積込、運搬及び焼却等の処分。複数の海岸を対象範囲とし、漂着量合計1千m <sup>3</sup> 以上を対象。 工事費200万円以上	1/2	—		防災漁村課水産施設災害対策室
漁業用施設	災害時	新中法	沿岸漁場整備開発施設(消波施設等、着定基質に限る)、漁場の維持管理に要する漁港施設/水産施設等	6.5/10	—(漁業用施設は激)		防災漁村課水産施設

発行年月日 令和5年3月

発行者 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課

### ■ 本パンフレットに関する問い合わせ先 ■

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111 (内線6905)